

平成30年7月
第55号
事務所通信

えん

暑中お見舞い
申し上げます



所 感

今年も暑い夏がやってきました。今年の梅雨は毎日毎日雨かというような長雨でもなく、梅雨明けを思わせるほどの暑さの後に、雨が何日か続き、あっという間に梅雨明けしてしまったような印象です。この季節には過ごし易いというものは無いのかもしれませんが、比較的過ごし易い梅雨だったのではないのでしょうか。さて、これから訪れる酷暑の夏、毎年恒例になっておりますが、皆様におかれましては体調管理に気をつけてお過ごしください。

当事務所通信は3ヵ月ごとに発刊させていただいておりますが、この3ヶ月でも色々な話題がありました。日大アメリカンフットボール部の悪質タックル問題、シンガポールで史上初の米朝首脳会談、サッカーロシアW杯、大阪地震、西日本豪雨……。これだけ短期間で幾つもの話題が移り変わって行きます。

日大アメリカンフットボール部の選手の危険なタックル問題は日大の対応のまずさから、大学のガバナンスが問われています。スポーツを前面に押し出してブランド力の向上を図ってきた日大が、スポーツによって大学イメージを低下させてしまった結果です。

ロシアW杯の日本代表には、戦前の期待をいい意味で覆してもらいました。ハリルホジッチ前監督の下では、予選突破どころか惨敗を免れないと日本サッカー協会が大胆にも大会2ヶ月前に監督を西野氏に交代するという決断を下しました。監督を引受けた西野氏も短い期間でチームをまとめ上げ、初戦の強豪コロンビアに見事2-1で勝利し、第2戦の好調セネガルに2-2引分けに持ち込み、最終戦は既に敗退が決定していたポーランドに0-1で敗戦しましたが、見事に予選突破ベスト16入りを成し遂げました。決勝トーナメントでは優勝候補ベルギーに清々しいまでの大逆転を許し2-3で敗戦、トーナメントを去ることになりましたが、日本史上初のベスト8入りの夢を見させて頂きました。西野監督は選手選考や試合運びなどで手腕を発揮し、大会前に自信を喪失していたチームを見事戦えるチームに仕上げたのだと思います。選手のモチベーションを高め、チームマネジメントに長けており、またポーランド戦での試合終盤の負けている状況でのボール回しは大胆な決断だったと思います。全て見事な意思決定だったと思います。

大阪地震では塀が倒壊して幼い命が犠牲になってしまいました。全国で塀や構造物の安全性や耐震性の見直しが叫ばれています。また、つい先日の西日本豪雨では、西日本の広い範囲で土砂崩れ、河川の氾濫が発生し多数の犠牲者がでました。自治体からは前日以前に早めの避難指示が出されていた地区も多いとは聞いております。しかし、自然災害は予測不能です。私たちも出来る限りの備えをしていきたいものです。経営者の皆様からすると尚更同じようなお考えをお持ちではないでしょうか。

さて、事業承継については、税制改正が行われ、承継のハードルが下げられてきています。緊急の課題になっている経営者様はもちろんですが、当事務所としても事業承継について支援に取り組んでおります。経営に不測の事態はつき物です。突然慌てないように備えをして参りましょう。

森 弘毅

～事業承継税制について～



中小企業の社長にとって、その事業をいつ、誰に、どのように引き継がせるのか、ということは大きな課題です。平成 30 年度税制改正ではその点に特例措置が加えられ、従来の事業承継税制が使い勝手のよいものになりました。そこで今回は、改正により有利になった点について簡単にご説明します。

事業承継税制 <改正後> の利点

- ① 全ての株式が納税猶予の対象になりました。
- ② 贈与税・相続税ともに全額が納税猶予の対象になりました。
- ③ 贈与者・被相続人の要件が緩和され、先代経営者 1 人から代表者以外の者を含めて複数人からの贈与が可能になりました。
- ④ 受贈者である後継者は 1 人から最大 3 名以内とされました。
- ⑤ 事業承継税制で一番の難点だった 5 年間の雇用確保要件 8 割条件が実質撤廃され、8 割を下回っても理由書を提出すれば認められることになりました。
- ⑥ 事業承継一定期間後に会社を解散、譲渡した時、以前は猶予税額の全額納付が条件でしたが、解散

時や譲渡時に再計算することにより、差額を免除することができるようになりました。

- ⑦ 相続時精算課税の適用対象者が拡充され、受贈者が相続人以外の後継者でも適用されることになりました。

以上、改正点を箇条書きにしましたが、これだけでは何のことやら...と感じていらっしゃると思います。

従来の事業承継税制は、⑤あるいは⑥の要件のクリアが厳しく、積極的に取り組むには難しいものでした。事業を承継するにあたって、今後 5 年間従業員の 8 割を確実に雇用する、何があっても途中で事業を止めることはしない、なんて先行きの不安なこの時代にどうして約束できるでしょう。今回の改正はそういう意味でもより現実的なものになったと言えるでしょう。③の先代経営者の株式だけでなく、奥様やその他の親族の株式も含めて納税猶予の対象になること、⑦相続人以外の第三者を後継者にできること等、事業承継について改めて時間をかけて検討してみる必要がありそうです。

川口 雅子

日経新聞を読んで

どこまで「骨太」方針

— 高齢者の負担増



経済財政運営の基本方針の柱のひとつが高齢者への負担増である。社会保険制度を持続させるには「高齢者にも一定の負担を」との見方が広がっている。医療費では原則として 70 ～ 74 歳が 2 割、75 歳以上が 1 割を自己負担している。夫婦世帯で年収 520 万円などの要件を満たす「現役世代並み所得」の高齢者は 3 割負担となる。ただ実際の現役世代の平均年収は 400 万円。基準を 400 万円台へと引き下げる案も出てきている。

減少していく労働力の担い手として期待される高齢者。定年延長、雇用継続を自主的な取り組みとして促される企業。その中で、「働いたら損をする仕組みにならないよう整合性をつけられるかが重要」と第一生命経済研究所の星野卓也氏は指摘する。

年齢に応じて負担割合を区切っている現在の仕組みを見直すことも選択肢のひとつではある。だが、これ以上「高齢者にも一定の負担を」という理由で、負担を強いるべきではない。

中島 良典



所得税と住民税は、同じように給料から天引きされたり所得によってその金額が決まったりと似ているところが多くあります。所得税は国に納める国税なので管轄は税務署です。住民税は、県民税と市町村民税を併せたもので各都道府県や各市町村などの自治体に納める地方税となります。

今回は、住民税について所得税と比較しながらご説明したいと思います。

(納める自治体により税率や均等割の金額が違う為、群馬県を参考にしました。)

1・基本的な違い

	住民税	所得税
対象所得	「前年所得課税」	「現年所得課税」
	前年の所得に対して課税されます 例：平成30年度住民税は平成29年1月～12月の所得に課税	その年の所得に対して課税されます 例：平成29年度所得税は平成29年1月～12月の所得に課税
課税方法	「賦課課税」	「申告納税」
	確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書などの各種資料を基に自治体が税額を計算	確定申告・また給与等の場合には、年末調整などにより税額を計算し年末に精算
均等割	あり	なし

2・所得割と均等割の合算で計算される住民税

住民税は、「所得割」と「均等割」の2つに分けて計算されます。所得割は、前年度の所得から計算されるもので所得税の計算方法に似ています。所得税は所得金額が高くなれば税率も高くなる累進課税ですが、住民税は市民税が6%・都道府県民税が4%の一律10%です。

均等割とは、すべての人に等しく一律でかかる金額です。但し、所得のない人や一定金額以内の収入の人など特定の条件を満たす人は住民税非課税となります。

この均等割は所得税にはありません。つまり、所得税では所得がなければかかる税金もゼロですが、住民税は基本的にはかならずかかってくる税金ということになります。

＜扶養親族のいないパートタイムの主婦が働いた場合の住民税の計算例＞

パート収入	住民税		夫の所得から住民税の配偶者控除が認められるかどうか
	所得割	均等割	
93(96.5)万円以下	かからない	かからない	認められる
93(96.5)万円超 100万円以下	かからない	かかる	認められる
100万円超 103万円以下	かかる	かかる	認められる
103万円超	かかる	かかる	認められない

(注) () 内の数値が適用されるのは、前橋市・高崎市・桐生市

パート収入が93(96.5)万円以下でしたら所得割・均等割のどちらにもかかりませんが、93(96.5)万円超から103万円超となると住民税が課税となります。

住民税と所得税では、基礎控除額・生命保険控除料控除等対象は同じでもその金額に差異があるものが多くありいづれも、所得税の控除額よりも少ないことから所得税がゼロでも翌年住民税の納税額が発生することもあります。

住民税をご自身で計算される方は多くないと思いますので、意外と知らないことも多いかと思います。

お手元にある市民税・県民税の決定通知書を、もう一度じっくり見てみませんか・・・。

新島 澄栄

建設業許可の基礎知識

東京オリンピックの景気に建設業界が活気づいています。これを機会に建設業の基礎知識を掲載します。

建設工事とは、建設工事の完成を請け負うことを言い、主なものを言えば、電気工事業、土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土木工事業など全部で 29 業種があります。

平成 29 年度から新たに解体工事業が新設されています。

＜建設業の許可とは＞

一件の工事の請負金額が 500 万未満(消費税込)の建設工事については、建設業の許可を取得する必要はありません。原則 500 万以上の建設工事を請け負う場合には、建設業許可を取得する必要があります。飲食店や古物商の営業許可などと違い、建設業許可の要件に経営経験が求められています。このことが他の許可申請と大きく違ってきます。

個人事業主・法人の方で今後仕事の幅を伸ばしたい、今まで行なっていた経験を活かして事業を創める方など興味がありましたら、ご相談下さい。

松本 晃子

＜ ホットケーキミックスで 簡単バナナケーキ ＞ (パウンド型 1 個分)

【作り方】

1. バナナをつぶしペースト状にする。
2. 卵、砂糖、サラダ油、牛乳を順番に加えていき泡だて器で混ぜる。
3. 最後にホットケーキミックスを加え、ゴムベラで捏ねないようにさっくり混ぜる。
4. 型に流し入れる。
5. 170℃に予熱したオーブンで 40 分前後焼く。

※熟したバナナがつぶしやすくおいしいです。
今回はチョコチップも最後に加え焼きました。
是非お試しください！

【材 料】

ホットケーキミックス	150g
バナナ	1 本(小さめなら 2 本)
卵	1 個
砂糖	30g
サラダ油	30cc
牛乳	30cc



青木 純子

最近の労働問題・ニュースより

～正社員と有期雇用労働者の待遇に関する2つの判例～

今年の6月の始め、注目されていた労働問題の最高裁判決が出たことにより、テレビのニュースで取り上げられました。このニュースを覚えている方はいますか？

契約社員のドライバーが正社員にのみ諸手当等が支給されるのは不合理だとして起こした訴訟（ハマキョウレックス事件）と、定年後継続雇用したドライバーの賃金を2割引き下げたことが期間の定めの有無によるもので不合理だとして起こした訴訟（長澤運輸事件）です。

ハマキョウレックス事件については、「通勤手当」や「皆勤手当」など4種類の手当の格差を不合理と認められました。【労働者側の勝利】です。例えば、通勤手当の支給に関しては、正社員であれ、契約社員であれ、雇用形態に関係なく支給条件が同じであると考えられるため、支給の有無の差別をしてはいけないということです。

また、長澤運輸事件については、定年後継続雇用した労働者の賃金引下げを不合理ではないと認められました。【会社側の勝利】です。定年後再雇用された労働者には、「老齢厚生年金」が受給できることにより、「住宅手当」「家族手当」の不支給については、現役世代ほど必要がないことにより不合理ではないとされています。「賞与」の不支給についても、すでに「退職金」を受けている世代のため、同じ理由により不合理ではないとされました。

2つの事例の共通点としては、訴えた労働者が有期雇用労働者であったようです。有期雇用労働者と正社員とで職務内容に差がないにも関わらず、待遇に差があったことが挙げられます。しかしながら、待遇の差の内容を細かく判断された結果、2つの訴訟の明暗が分かれたとも言えるようです。これらの事例より、今後は会社としては、現在支給している手当の内容をもう一度見直していく必要があります・・・。

森 理英子

給与計算ソフト 導入サポートいたします！

- 手書きやエクセルで給与計算をしている
- 毎月の給与計算実務に時間がかかる
- 社会保険料や所得税の処理をミスなく行いたい
- ネットバンクで給与の振込をしたい



このようなお悩みを抱えている顧問先様に、「弥生給与」の導入サポートをしております。

手間のかかる初期の従業員の登録や、明細項目の設定などを請け負い、顧問先様で月々の給与計算ができるまで支援いたします。

また、当事務所からお申込みいただくと割引価格で「弥生給与」がご提供できます。

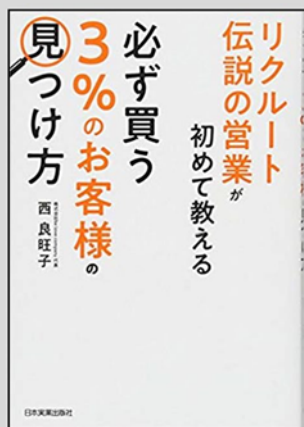
まずはお気軽にご相談ください。

山本 亜希子

おすすめの一冊

「リクルート伝説の営業が初めて教える

必ず買う3%のお客様の見つけ方」



著者：西 良旺子
発行所：日本実業出版社
定価：1,400 円（税別）

営業というと「リストの上から毎日〇〇件電話する」「断られるのが当たり前」といった印象があります。実際、罵声を浴びせられてつらい思いをしたという話も耳にします。

著者はこういうやり方に対して「求めているお客様が断るのは当たり前」と断言し「求めているお客様（著者の経験で3%）に絞って営業すればいい」と提案しています。

それでは具体的にはどうすればいいのかという疑問に対して、3%の顧客の見つけ方、絞り込み方、好意、信頼を得るコミュニケーション、契約後の顧客とのつきあい方など様々な方法を著者の実例と共に紹介しています。

また営業マンとしてタイプを4つに分類し、それぞれの特徴とよい印象をもたれる振る舞い方を紹介しています。

営業活動される方はもちろん、行わない方でも自分の印象をより良くする様々なヒントが得られると思いますので、ぜひご一読下さい。

依田 一恵

健康のためにやってみよう！

～ アロマヨガ ～

ヨガのインストラクターをしている 私よりも一回り年下のママ友さんが、最近 アロマヨガを始めたというので早速体験してみることに。

アロマヨガとはその名のとおり、アロマ（香り）を感じながら行うヨガ。

アロマの焚かれた空間で、手首や首筋などにアロマオイルを塗り、その香りをヨガ独特の深い呼吸と共に体全体に行き渡らせながら気持ちよ～く体を伸ばしていきます。



深い呼吸と香りの相乗効果により、自律神経のバランスが整い、心も体もリラックスできます。

ヨガの効能のひとつに、身体を本来の状態に戻して、日常生活の動作を楽にする というのを聞いた事がありますが、確かにヨガをしたあとは体が軽くなり、その後の家事もはかどったような？気がします(笑) 体を動かしたいけれど激しい運動が苦手な方、デスクワークや日常ストレスなどで体が強張ってしまっている方にピッタリのエクササイズです！

今泉 典子

病気やケガで会社を休み賃金がもらえない時の健康保険からの給付金 傷病手当金について

社会保険に加入する人が、仕事以外の原因によって病気やケガをして、仕事を休み賃金をもらえないときは、支給申請をすることによって健康保険から傷病手当金が給付されます。（仕事や通勤途上が原因の病気やケガは労災保険が対象となります。）

会社勤務中に給付されていた傷病手当金は、退職した後でも給付を受けることはできますが、退職後、任意継続被保険者となってからの病気やケガに対しては、給付を受けることはできません。

それでは、この傷病手当金を受けることができる条件や支給される金額、支給される期間など説明します。

1. 支給を受けることができる条件

次の4つの条件が必要です。

- (1) 病気やケガで療養中であること。
- (2) 病気やケガのため仕事に就くことができないこと。
- (3) 連続して3日間仕事を休み（待期期間といいます）、その後も休んだ場合。待期期間以降の休みの日数に対して給付されます。待機期間は、有給で休んだ場合でも、待期期間として成立します。
- (4) 待期期間以降、仕事を休んでいる間、賃金の支払いがなかったとき。賃金の支払いがあっても、傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額が給付されます。

2. 支給される金額

休んだ1日について、直近の12か月の標準報酬月額の前月平均額の30分の1（標準報酬日額の前月平均額）の3分の2が支給されます。これを数式で表示すると、次のようになります。

$$\text{支給額} = \frac{\text{支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{30} \times \frac{2}{3}$$

3. 支給期間

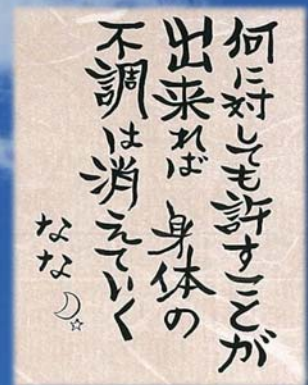
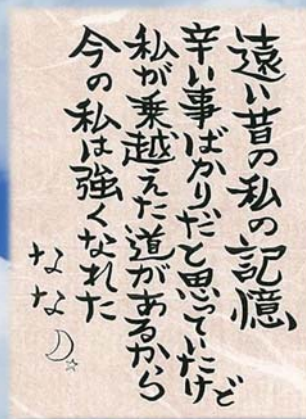
傷病手当金の支給期間は、1年6か月で、実際に支給を開始した日が起算日となります。

ここで期間は、給付の日数をいうのではなく、暦日の1年6か月ですから、実際に給付を開始してから1年6か月が経過すると、同一の病気やケガで会社を休み、賃金がもらえない場合でも傷病手当金の給付はなくなります。

4. 支給手続き

傷病手当金支給申請書に、事業主の仕事につけなかった期間及び報酬の支払いに関する証明、また、医師による、病気やケガにより申請された期間中は労務に就くことができない旨の意見書をつけて、協会けんぽへ申請することとなります。

青い空と心の風景から



【杉本敦美 作品集より】

使用済みパソコンの解体作業

～当事務所における情報管理について～

情報管理対策がさけられるようになって久しいですが、官民間問わず、また組織の大小に関わらず情報漏えいの事故が後を絶ちません。そしてその管理の重要性は年々高まっています。

当事務所では、情報管理の一環として、先日使わなくなったパソコンの解体作業を行いました。業者に委託することなく、所員自らパソコンを分解し、ハードディスクを取り出し完全に破壊しました。

お客様の大事な情報をお預かりしていることを、一人ひとりが自覚し、責任を持って管理を徹底しています。

長谷川 紀子



司法書士より

法定相続情報証明制度

昨年5月29日から全国の登記所で各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。

各種相続手続きとはいうものの開始当初は、実際に利用できる手続きも限られていたのですが、最近では多くの金融機関などで利用できるようになりました。また、なによりこれまで戸籍謄本の還付ができなかった税務署の相続税申告において、この法定相続情報証明制度を利用した法定相続情報一覧図の写しを提出することにより戸籍謄本を提出する必要がなくなりました。

さて、当然のように話を進めてまいりましたが、そもそも「法定相続情報証明制度」とは何？と思われる方も多くいらっしゃるかと存じます。

ざっくり申し上げますと、被相続人の法定相続人が誰であるかということ証明する制度です。一般的には相続関係説明図に被相続人と法定相続人の氏名や生年月日などの情報を記載した「法定相続情報一覧図の写し」を登記所が無料で発行してくれるものです。

これまで各金融機関での相続手続きでは大量の戸籍謄本の束を持っていく必要がありましたが、法定相続情報一覧図の写しがあれば、これ一つで手続きができるという優れものです。とはいえ、金融機関では通常、戸籍謄本の束は還付してくれますので、2、3か所の金融機関であればそれぞれ戸籍謄本を持っていくこともそれほど苦ではありません。しかし、多数の金融機関や株の相続手続きなどある場合は、それぞれいちいち還付してくれるのを待っていたら相当の期間がかかってしまいます。ですから、たくさんの金融機関等で相続手続きをしなければならない方はぜひ利用されるとよいと思います。

とはいうものの、何がたいへんかという点、戸籍を収集することなのではないでしょうか（もちろん遺産分割で揉めていることがいちばんたいへんなのですが、ここではそれは置いておきます）。遠方の役所にわざわざ出向いたり、郵送でやり取りするのは意外と時間と手間がかかります。お困りの方はぜひ、当職にご相談ください。戸籍の収集から法定相続情報証明の申請手続きまで代わって手続きいたします。

ところで、この法定相続情報証明制度ですが、もともとはというと、所有者不明の土地問題や空き家問題を解消するために設けられた制度でした。なぜこれが？とお思いでしょう。私もわかりません。この制度の

創設によって相続登記を促進することになるらしいです。

うーん、わかりません。登記されずに空き家になってしまうのはどうしてか。遺産分割協議が上手くいかないから、登録免許税が払えないから、相続人が誰も欲しくないから、といった理由が多くを占めるのではないのでしょうか。法定相続人が特定できただけでは実際に登記まで至らないでしょう。結果、おまけだった金融機関の相続手続きでの利用がいまでは主流となっています。

司法書士 米澤 智子

湯ったり！寄ったり！行っぺんべ！！

「草津温泉 共同浴場 翁の湯」

草津温泉には、共同浴場が20ヶ所近くあります。

本来、観光客が入場できる共同浴場は「白旗の湯」「地蔵の湯」「千代の湯」と限られています。その他は地域住民の生活のために設置され、地域住民の方によって管理されています。

地区外の私達が利用させて頂く場合には、感謝の気持ちを忘れないようにしたいものです。



さて、「翁の湯」は少し分かりにくいところにあります。

湯畑から向かうと、西の河原通りを西の河原公園方面に進み、長寿屋というおまんじゅう屋さんを右手に見えたら、左側の細い道を登って行きます。高級旅館「望雲」を過ぎると、右側に「翁の湯」があります。

三角屋根の建物でできており、共同浴場の中では比較的大きい方です。内部は脱衣所としては狭いながら、棚や脱衣カゴも揃っており、清掃も行き届いていて湯屋を感じさせてくれます。

浴槽は畳2枚程度の広さですが、御影石のせいか重々しく雰囲気は十分です。

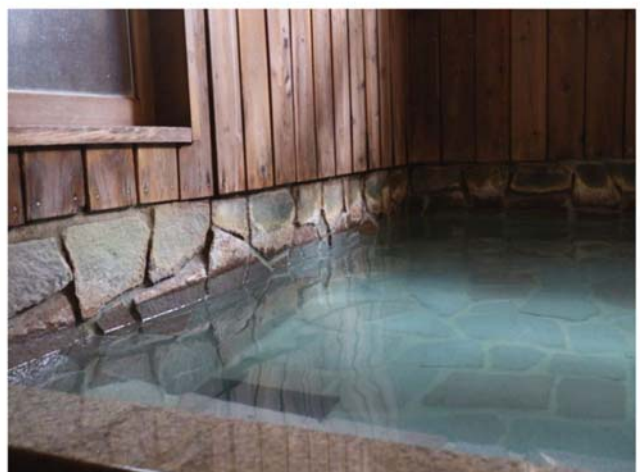
お湯は湯畑の源泉を湯桶を通して引いており、湯量も多く常にかけ流し状態で入れます。

お湯は無色透明でサラッとしており、入浴中も湯上り後も気分爽快になれるお風呂です。温度はその日その時間で変化するようです。湯畑から引かれている分、自然に冷めることもあるそうです。

共同浴場それぞれの顔があって、それぞれの違いがまた楽しみです。

是非、共同浴場巡りを楽しんでみてください。

森 富夫



住所：群馬県吾妻郡草津町草津

TEL：無

時間：24 時間

料金：無料

泉質：酸性・含硫黄 塩化物泉

効能：糖尿病・慢性婦人病・高血圧症・

動脈硬化症・慢性皮膚病など

税務カレンダー

7 月

- | | |
|---|-----------------|
| ☐ 5 月決算法人の確定申告 | 【7 月 31 日(火)まで】 |
| ☐ 8 月決算法人の中間(予定)申告 | 【7 月 31 日(火)まで】 |
| ☐ 固定資産税第 2 期分の納付 | 【7 月 31 日(火)まで】 |

- ・ 夏物商戦に向けパート・アルバイトを確保しましょう。
- ・ 中元・暑中見舞状の手配・発送をしましょう。
- ・ 夏場の健康管理に気を配りましょう。

8 月

- | | |
|--|-----------------|
| ☐ 6 月決算法人の確定申告 | 【8 月 31 日(金)まで】 |
| ☐ 12 月決算法人の中間(予定)申告 | 【8 月 31 日(金)まで】 |

- ・ 9 月 1 日は防災の日です。台風などの災害に備えて防災対策を見直しましょう。
- ・ 来春新卒予定者の採用活動に向けて、説明会などの準備を行いましょう。
- ・ 夏季休暇について対外的な挨拶や連絡、休暇中の連絡先の整備を行いましょう。

9 月

- | | |
|---|-----------------|
| ☐ 7 月決算法人の確定申告 | 【10 月 1 日(月)まで】 |
| ☐ 1 月決算法人の中間(予定)申告 | 【10 月 1 日(月)まで】 |

- ・ 秋の交通安全運動を機に、改めて安全運転を徹底し、車両の整備状況のチェックを行いましょう。
- ・ 年末に向けて資金繰り計画のチェックを行いましょう。
- ・ 衣替えの準備を行いましょう。

ホームページリニューアルのお知らせ



メニュー等、より見易く一新しております。是非ご覧ください。

<表紙写真>

撮影場所：沖縄

撮影者：山本 亜希子



森・白澤・米澤合同事務所

税理士法人	森会計事務所
森 弘毅	公認会計士事務所
白澤貴夫	社会保険労務士事務所
米澤智子	司法書士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田 4 丁目 20 番 22 号

TEL 0276-63-6011 FAX 0276-63-6056

E-mail morikaikai@mva.biglobe.ne.jp

URL <http://www.morikaikai.jp/>